

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 45(オ)740	原審裁判所名	札幌高等裁判所 函館支部
事件名	本訴土地所有権確認等、反訴 土地明渡請求	原審事件番号	昭和 44(ネ)53
裁判年月日	昭和 46 年 3 月 9 日	原審裁判年月日	昭和 45 年 3 月 28 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 102 号 233 頁		

判示事項	土地所有権の時効取得の要件として無過失でないとされた事例
裁判要旨	土地の買受人が農業委員会作成の図面または法務局備付の図面を閲覧し、それらに基づいて実地に調査すれば、右土地の範囲が係争地を含まないことを比較的容易に知ることができたにもかかわらず、この調査をしなかつたために、係争地が買い受けた土地に含まれ、自己の所有に属すると信じて占有をはじめたときは、占有のはじめにおいて無過失ではない。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人樋渡道一の上告状記載の上告理由および上告理由書記載の上告理由第一、二点について。</p> <p>本件土地はもともと函館市 a 町 b 番の c 畑二町四反六畝一五歩に含まれていたもので、訴外 D が自作農創設特別措置法によつて国から右 b 番の c の土地の売渡を受けて所有権を取得し、同訴外人の死亡により被上告人が相続してその所有権を取得したものであり、上告人所有の同町 b 番の d の土地には本件土地は含まれていないものである旨の原審の認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯できないものではなく、右認定の過程に採証法則違背も認められない。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。</p> <p>同第三点について。</p> <p><u>「相続人が、登記簿に基づいて実地に調査すれば、相続により取得した土地の範囲が甲地を含まないことを容易に知ることができたにもかかわらず、この調査をしなかつたために、甲地が相続した土地に含まれ、自己の所有に属すると信じて占有をはじめたときは、特段の事情のないかぎり、相続人は右占有のはじめにおいて無過失ではないと解するのが相当である。」</u>ということは、当裁判所の判例とするところである（最高裁判所昭和四二年（オ）第五九七号、同四三年三月一日第二小法廷判決、民集二二巻三号四九一頁）。ところで、農業委員会作成の図面または法務局備付の図面を閲覧し、それらに基づいて実地に調査をすれば、前記 b 番の d と b 番の c との境界を比較的容易に了知し得たものであるのに、上告人は右図面等を閲覧したこともなく、また、自己の買い受けた b 番の d の土地を実測したこともないのであるから、上告人が本件土地を占有するにあつて自己の所有と信じたことには過失がなかつたとはいえない旨の原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯できる。所論引用の判例</p>

は、右に説示したところと抵触するものではない。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 田中二郎 裁判官 下村三郎 裁判官 松本正雄 裁判官 飯村義美 裁判官 関根小郷)

---

※参考：判例タイムズ 261 号 189 頁、判例時報 629 号 58 頁、金融商事判例 262 号 10 頁